



令和 7 年 8 月 25 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 白 木 智 昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 白 木 智 昭

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に 関 す る 報 告 書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 14 日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白 木 智 昭

嵯 峨 宏

松 本 和 人

(労働者代表委員)

後 藤 正 文

曾 我 章 生

新 関 直 人

(使用者代表委員)

小 野 秀 人

境 田 未 希

時 田 祐 司

秋 田 県 最 低 賃 金

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1 , 0 3 1 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 3 月 3 1 日